〒136-0073

江東区北砂 五丁目20番

10 号棟 609 号室

孫 樹斌 (SUN SHUBIN) 殿

(送付元) 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号 独立行政法人 都市再生機構内 株式会社URコミュニティ 東京東住まいセンター 債権者代理人 和田 慎治

携帯 080-3477-0314

電話 03-5600-0811番号案内1

#### 建物明渡し等の強制執行の断行について

昨 令和4年8月17日

東京地方裁判所執行官による建物明渡し催告の際に決定された建物の明渡し期日、令和 4 年 9 月 15 日までに、必ず建物を明渡すよう重ねて要求いたします。上記期日までに明渡しがない場合は理由のいかんを問わず裁判所執行官により強制的に建物の明渡しが実行されます。

### 明渡山断行期日 令和4年9月16日

- ・当日は、室内物件の搬出や玄関鍵の取り換えを実施します。
- ・期日はのばせません。
- ・部屋の鍵は、退去時、管理事務所に返却してください。
- ・退居時に残置物がある場合は、添付書類3枚に契約者が署名捺印のうえ室内の目立つところにおいて退居ください。

以上

# 所有権放棄書

債権者 独立行政法人 都市再生機構

東京地方裁判所 執行官 殿

	債務	<b>务者</b>	樹斌	(SUN SHU	BIN)
		_	•		
執行場所	江東区北砂 五〕	「目20番			
	北砂五丁目				
	都市機構住宅		10 号棟 6	09 号室	
上記当事者	間の 令和 4	年(執口)	第 2170	号	·
<b>建</b> 物明渡執行	事件について、	債務者が	込ました後	後に本件建物	内に遺留
一る物件等は、	、すべてその所	有権を放	棄します。		
令和 年	月日				
	住所				
	氏名				印

# 残置物処分依頼書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 殿

残置物は、全て処分してください。

処分した物につきましては、何ら異議もありません。

住所

氏名

即

東京地方裁判所執行官 殿 独立行政法人 都市再生機構 債権者代理人 殿

## 廃 棄 依 頼 書

建物明渡し退去の際、本建物内に残存する動産類は、すべて不要のものであり、本来私が廃棄すべきものではありますが、都合により出来ませんので、明渡し執行時には、塵芥として処分して下さるようお願い致します。

令和 年 月 日

北砂五丁目		
都市機構住宅	10 号棟 609 号室	
債務者氏名		印